

【各種手当等振込みのお知らせ】

特殊疾病患者福祉手当

心身障害者福祉手当を 4 月中旬に振り込みます。

【問合せ】

障害福祉課 ☎ 551・1742

### 平成 28 年度の道路舗装工事などの主な予定箇所

沿道の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

道路工事終了後は舗装面を長期間良好な状態に保つため、道路の掘り返しが一定の期間できなくなります。そのため 3、4 年のうちに家の新築、建替え及び空き地利用などで道路を掘り返す必要がある方は、道路工事終了前に掘削を完了させるようお願いいたします。

#### ①公共下水道（污水管）への切り替え

浄化槽、汲み取りのご家庭については、公共下水道（污水）への接続をお願いします。

#### ②公設汚水ますの設置

土地利用計画（建物の新增築の計画）などがあり、所有地内に公設汚水ます（コンクリート製等）が未設置の場合は設置の申請をお願いします。

#### ③水道給水管及びガス供給管の引き込み

引き込み、増径（太い管への取り替え）工事が予定されている場合には、道路工事終了前までをお願いします。

◆市道上の工事情報は、市ホームページ「くらしの情報」→「道路」からご覧ください。

下図の箇所は主な部分になります。その他の箇所はお問い合わせください。

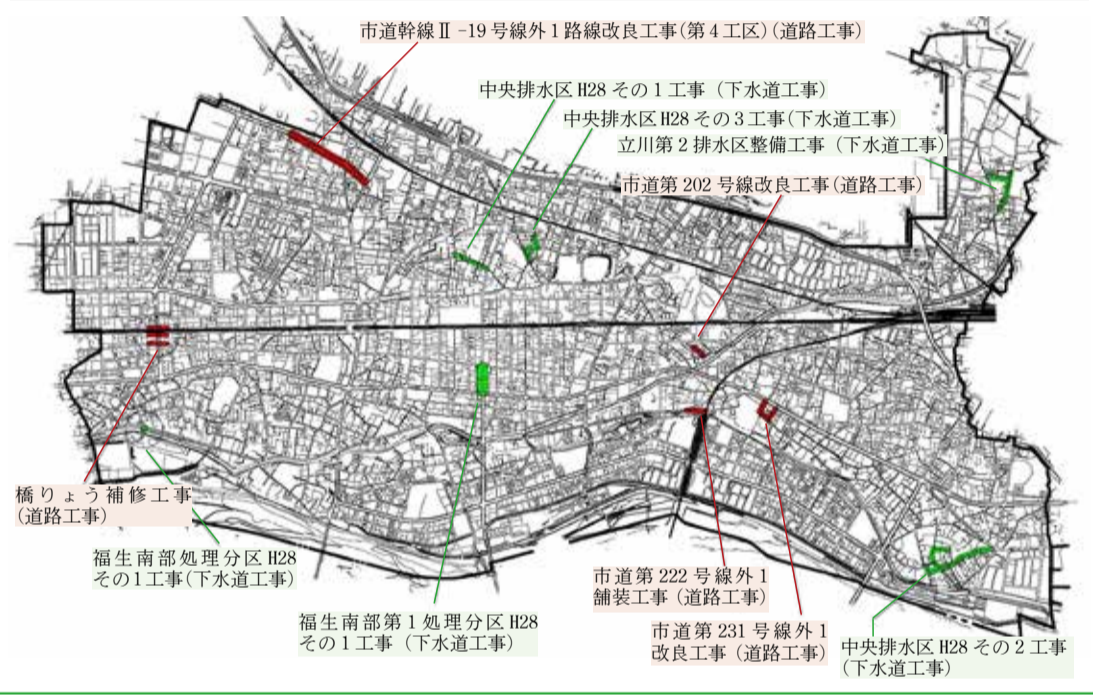
【問合せ】く公共下水道への切り替え、汚水ます設置など 施設課下水道グループ ☎ 551・1968

く道路舗装工事など 道路公園課道路グループ ☎ 551・1975

く給水管引き込み、増径など 東京都水道局あきる野サービスステーション ☎ 532・0207

くガス管引き込み、増径など 武陽ガス ☎ 551・1621

### 平成 28 年度土木工事等予定箇所



雨水貯留槽設置助成について  
市では、住宅の敷地内に雨水貯留槽を購入し設置される方に対して、設置費用の一部を助成します。

打ち水などにご使用ください。防火用水の備蓄、また災害時のトイレの水の確保などにもなります。  
【対象】市内に戸建て住宅もしくは集合住宅を所有または使用する個人で次の要件に該当しない場合  
①設置する住宅が不動産業者、建売業者等により売買を目的として所有または使用されている  
②敷地の使用者が雨水貯留槽の設置について敷地所有者の承諾を得られない  
③市税を完納していない  
【助成内容】本体購入価格

下水道使用料の減免について  
市では障害者世帯の下水道使用料の基本料金相当額を減免します。  
【内容】一世帯当たり月320円＋消費税分を減免します。  
【手続き方法】助成金交付申請後に設置完了報告書及び領収書（購入店名、購入年月日及び購入金額）を市役所第一棟3階施設課下水道グループへ提出してください。  
【問合せ】施設課下水道グループ ☎ 551・1968

【必要書類等】①印鑑②障害者手帳③直近の水道・下水道料金の領収書、または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」  
【対象】住民税（市民税・都民税）が非課税の世帯で、次の要件に該当する方を構成員とする世帯  
①身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方  
②愛の手帳（1度または2度）の交付を受けている方  
③精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方  
【必要書類等】①印鑑②障

道路美化ボランティアの募集について  
道路の清掃、植樹帯等の維持管理、除草や道路施設破損について、情報提供等を行っていただける方を募集しています。  
【対象】市内在住・在勤・在学の小学生以上の構成員からなる団体  
※詳細は担当へお問い合わせください。  
【問合せ】道路公園課管理グループ ☎ 551・1969

また、新規申請される方については随時、手続きできます。  
【対象】身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被害者・生活保護受給世帯員・児童扶養手当受給世帯員・被保護者・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方またはその配偶者  
【申請に必要なもの】対象者であることが証明できるもの（手帳、証明書、通知書等）、現在お持ちの無料乗車券  
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

月	事業所	月	事業所
4月	ジョブスペース游	10月	パン工房モンパルふっさ
5月	れんげ園	11月	パン工房モンパルふっさ / わーくあっぷ
6月	はっぴい / わーくあっぷ	12月	障害者週間（複数の事業所で実施予定）
7月	パン工房モンパルふっさ	平成 29 年	れんげ園 / 就労センター 拝島駅
8月		1月	作業所・第2 拝島駅 作業所
9月	麦わら帽子 / 就労センター 拝島駅 作業所・第2 拝島駅 作業所	2月	麦わら帽子
		3月	ジョブスペース游

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）無料乗車券の平成 28 年 4 月 30 日までの無料乗車券をお持ちの方で引き続き利用される方は、更新手続きができますので市役所 1 階 10-1 番障害福祉課窓口へお越しください。更新手続きは、有効期限の月の初日から行えます。  
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

心身障害者タクシー券・ガソリン券の給付について～平成 28 年度分の給付を開始します～  
【対象】身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級（下肢機能、体幹機能、内部障害）の方、愛の手帳 1 度・2 度の方、脳性麻痺の方、進行性筋萎縮症の方※施設に入所している方は対象外。支給限度内で併給もできます（ただし、給付後の変更はできません）。  
【手続き方法】身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑、なおガソリン券を新規申請する方は自動車の車検証も持参し、市役所 1 階 10-1 番障害福祉課へお越しください。  
▼平成 27 年度に給付したタクシー券・ガソリン券は、平成 28 年 4 月 1 日以降使用できません。余ってしまった券は返却してください。  
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

次のとおりです。販売期間は月ごとで異なりますので、詳細はお問い合わせください。  
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

